



交通安全情報No.28

ストップ・ザ・交通事故

令和7年8月29日

警察本部交通部

交通総合対策センター

覚えよう！特定小型原動機付自転車の交通ルール！

① 特定小型原動機付自転車とは？

原動機付自転車のうち、車体の大きさ、構造が以下の基準を満たすもので、基準を満たせば立ち乗りの車両だけではなく座り乗りの車両も特定小型原動機付自転車に該当します。

- 車体の大きさ：長さ190cm以下 幅60cm以下
- 原動機：定格出力が0.6kW以下の電動機を用いる
- 最高速度：20km/hを超える速度を出すことが出来ない
- 仕組み：AT（オートマトランスミッション）機構であること
- 最高速度表示灯：灯火が緑色で点灯するものが備えられている



② 基本的なルール

- 自動車損害賠償責任保険の加入義務
- ナンバープレート（標識番号標）の取得と表示義務
- ヘルメット着用（努力義務）
- 運転者の条件：16歳以上であること（免許不要）

ヘルメット着用！

③ 主な交通ルール

- 歩道通行はできません…右図1
- 車道の左側端を通行しなければなりません…右図2、3
- 交差点は二段階右折です（小回り右折不可）…右図2、3
- 右側通行（逆走）はできません…右図4
- 飲酒運転の禁止
- 交通反則通告制度（いわゆる青切符）の対象
- 二人乗りはできません。
- 信号機や標識に従いましょう



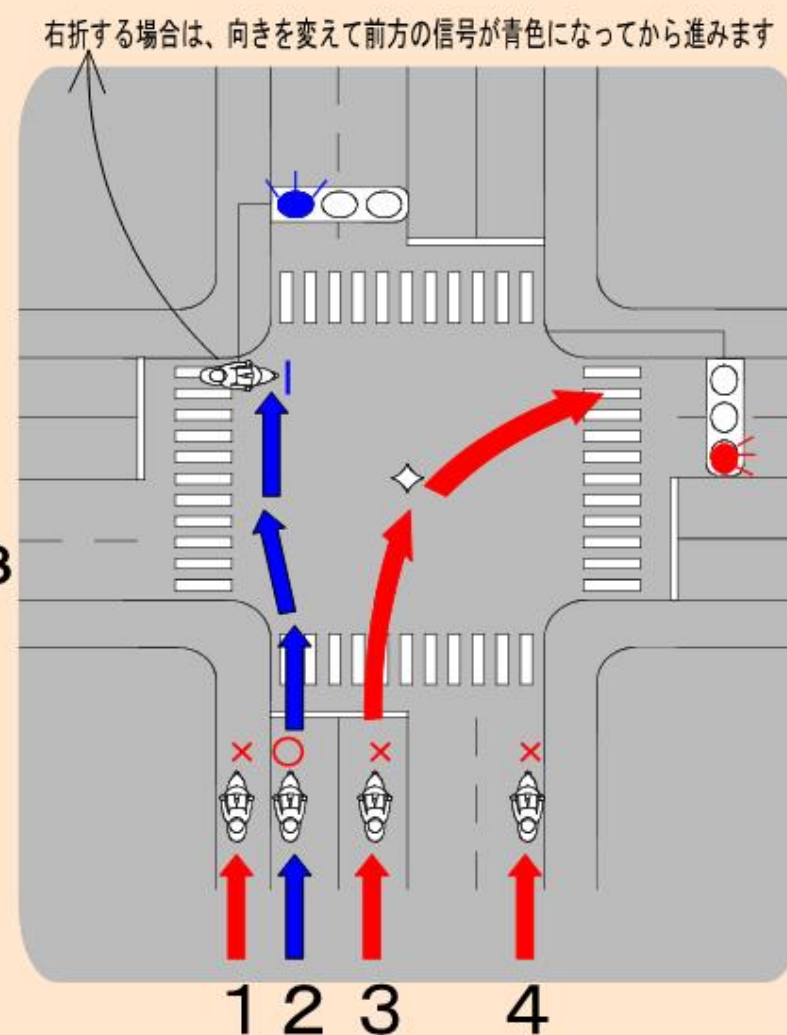
信号機に従いましょう



とまれ



車両進入禁止



※ただし、「自転車を除く」の補助標識がある場合は、通行可

④ 特定小型原動機付自転車運転者講習

特定小型原動機付自転車乗車中に危険行為（17行為）をし3年以内に2回以上違反をする、または交通事故を起こすと、講習の受講が命じられ、講習を受講しなければなりません。

- ①信号無視（赤色）②通行禁止違反③歩行者用道路徐行違反④通行区分違反⑤歩道徐行等義務違反
⑥路側帯進行方法違反⑦遮断踏切立入り⑧優先道路通行車妨害等⑨交差点優先車妨害⑩環状交差点通行車妨害等
⑪指定場所一時不停止等⑫整備不良車両の運転⑬酒気帯び運転等⑭共同危険行為等⑮安全運転義務違反
⑯携帯電話使用等⑰妨害運転 が危険行為となります。